

北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業 運営要領

令和3年12月22日福祉部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱（令和3年告示第210号）に基づき、市が実施する短期入所事業及び日中一時支援事業の事務の適正かつ円滑な執行を図るため、必要な事項を定める。

(実施申請)

第2条 補助金交付の対象となる短期入所事業及び日中一時支援事業を実施するもの（以下「事業者」という。）は、北本市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業実施申請書（様式第1号）に医療的ケアの状況（様式第2号）を添えて、市長に事業実施の申請を行う。

(実施の決定)

第3条 市長は、前条の実施申請書を受理した時は、内容を確認し、速やかに事業実施の適否を決定する。

(事業者への通知)

第4条 市長は、事業の適否を決定した時は、北本市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業実施決定通知書（様式第3号）により、事業者に通知する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。